

第30回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年11月29日(金)午後1時30分から午後2時35分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 14人

会 長 7番 中井 悟

会長職務代理 13番 西元 道啓

委 員 2番 近藤 一祝 3番 安田 伸二

5番 向山 博 6番 坂野 幸夫

8番 山田 清隆 9番 岩間 勇市

10番 杉本 峯一 11番 吉田 靖志

12番 椿 新二 14番 高山 重人

15番 親谷 隆 16番 伊藤 忠幸

4 欠席委員 1番 天水さとい

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸報告について

第4 現況証明願いについて

第5 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 農地法第6条第1項の規定による報告について

第8 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第9 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第10 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について

第11 後志地方農業委員会連合会視察研修について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史

農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これから第30回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が天水委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、8番 山田委員と9番 岩間委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第29回の総会以降の諸般について、報告いたします。

10月30日31日後志農業委員会連合会道内視察研修がありました。滝川市の方へ行って参りました。皆さんと共に。

11月13日から15日令和元年度道外視察研修にさいたま市・つくば市へ行って参りました。

11月21日、令和元年度第2回育苗施設運営委員会がありました。

11月22日、令和元年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が岩内町で行われました。皆さんと共に出席しております。

11月23日、第9回米-1グランプリinらんこしが山村開発センターで行われました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。
NO1について、上程します。
担当調査員から、順次調査の報告をお願いします。

3番
(安田委員)

番号1番、11月24日、私と西元委員、吉田委員の3名で確認して参りました。場所は、〇〇さん宅裏の少し奥の山側に上がったところ。公簿地目は雑種地となっておりますが、農地以外と3人で確認して参りましたので報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議長

質疑なしと認めます。
議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。
日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。
NO1及びNO2について、一括、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。令和元年11月29日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年4月27日から令和2年4月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和元年11月14日、土地引渡の日は令和元年11月29日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年9月6日から平成27年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和元年11月8日、土地引渡の日は令和元年11月29日です。解約の理由は、耕作できないため解

約するものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1及びNO2について、担当委員から順次、補足説明を願います。

5 番
(向山委員)

番号1番について、ご説明申し上げます。内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇から〇〇へ降りてくる道路がありますが、〇〇さんの住宅、〇〇さんの水田の向いにある土地でございます。この案件は、後ほどありますので、よろしくお願いいたします。

2 番
(近藤委員)

番号2番について説明いたします。〇〇さんと〇〇さんとの解約でございますが、場所は、〇〇の真向いの一角です。この後、議案3号でまた出てきますのでよろしくお願いいたします。内容は、事務局説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
議案第2号は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第2号については、原案のとおり受理することとします。
日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1及びNO2について、上程します。
NO1及びNO2について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和元年11月29日提出、蘭越町農業委員会会長名。

NO1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m²です。権利の区分は賃借権の設定です。

貸借理由は、農地を耕作できないため、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和4年11月28日までの3年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

NO2、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないため、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和2年11月28日までの1年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

議 長

NO1及びNO2について、担当委員の補足説明を願います。

2番
(近藤委員)

番号1番について説明いたします。先ほど2号議案に出ました〇〇さんの件です。内容については事務局説明のとおりです。借主の〇〇さんがその後、引継ぐという形でございます。

番号2番の方の案件ですけれども、〇〇さんと〇〇さんの件です。10a当たり〇〇〇円となっておりますが、長期に渡って転作されておきまして、水が非常に難しいということで、南瓜を作るということで、〇〇〇円という賃貸料にしました。水田稲作は無理だということで、こういう単価になりました。場所につきましては、1番は〇〇さんの真向いの一角、2番は〇〇〇という〇〇〇がありますが、〇〇〇に上がる〇〇〇があった所の真下になります。その2か所になります。以上よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
議案第3号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第3号については、原案のとおり決定し、許可することと
します。

日程第7、議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告
についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告について、
農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出の
あった事業報告について、各要件の確認を求める。令和元年11
月29日、蘭越町農業委員長名。

各法人からの報告内容の説明の前に、法人要件について確認を
させていただきます。

平成28年4月1日施行により、呼称が農地所有適格法人とな
りました。法人形態は、株式会社、持分会社または農事組合法人。
事業要件は、売上高の過半が農業であること。

構成員・議決権要件は、農業関係者で常時従事者等の議決権が、
総議決権の1/2超、農業関係者以外の構成員で保有できる議決権
は、総議決権の1/2未満となっております。役員要件は、役員の
過半が農業の常時従事者であり、年間150日以上。

役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事、年
間60日以上となっております。

番号1、令和元年11月1日付けで〇〇〇より平成30年1月
1日から平成30年12月31日事業年度の農地所有適格法人報
告書の提出がありました。

事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件
を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと
考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員 　　質疑なし。

議 長 　　質疑なしと認めます。
　　今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員 　　質疑なし。

議 長 　　それでは、議案第4号については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。
　　日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
　　NO1からNO8について、上程します。
　　事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長) 　　議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和元年11月29日、蘭越町農業委員長名。

　　番号1番、利用権設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年12月6日から令和4年12月5日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

　　〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

　　番号2、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇

〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年7月1日、対価の支払期限は令和2年6月末日です。価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年12月6日から令和4年12月5日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇の内、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年12月6日から令和4年1月31日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号5、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の

設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年1月1日、対価の支払期限は令和元年12月末日です。価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号6、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年12月6日から令和5年6月5日までの4年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。

番号7、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、蘭越町長。土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年12月6日から令和2年12月5日までの1年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。

番号6、7の別紙、調査書については、同じ記載となっておりますので、一括にて説明をさせていただきます。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

なお、番号6番については、代理人 蘭越町長となっております。農地集積協力金の該当になっている案件です。あいだに円滑化団体である町に白紙委任することとなっております。

また、契約期間についてですが、前回の契約期間からの更新となりますが農地集積協力金を受けているものは、10年間賃貸借

を継続することとなっており、4年間継続契約するものです。

番号8番、利用権設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年12月6日から令和4年12月5日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議長

NO1からNO8について、順次、担当委員の補足説明を願います。

2番
(近藤委員)

番号1番についてご説明いたします。場所につきましては、〇〇に上がって行って〇〇〇に入る道路がありますが、そのすぐ右手になります。内容は事務局説明のとおりで更新についての継続でございます。よろしくお願いいたします。

5番
(向山委員)

番号2番、3番についてご説明いたします。番号2番は先ほど〇〇さんが返還した土地でございます。内容は事務局説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

6番
(坂野委員)

番号4番につきまして、説明させていただきます。〇〇さんと〇〇さんの件で、内容は事務局説明のとおりです。場所につきましては〇〇さんの裏手になります。よろしくお願いいたします。

13番
(西元委員)

番号5番の案件に関しましてご説明申し上げます。内容に関しまして、先ほど事務局説明のとおりでございます。場所に関しましては、〇〇から山の方に上がって行く、〇〇がありますが、その角にある農地でございます。よろしくお願いいたします。

3番
(安田委員)

番号6番、7番について説明いたします。内容につきまして事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇さんの住宅を山の方に

ずっと上って行きますして、〇〇行き止まりの少し手前に〇〇さんと〇〇さんの住宅が並んでありますが、〇〇さんの住宅の横になっております。よろしくお願いいたします。

11番
(吉田委員)

番号8番について説明いたします。内容につきましては、事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇を〇〇に進みますと、右側に〇〇さんの住宅があります。その住宅の道路向いに一角と〇〇側一角にあります。よろしくお願いいたします。

議長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。
NO1からNO8については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

NO1からNO8については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。
NO9について上程します。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、吉田委員の退席を求めます。暫時休憩します。
(吉田委員退席)

NO9について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号9番、利用権設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年12月6日から令和4年12月5日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件と

しては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 NO9について、担当委員の補足説明を願います。

9番
(岩間委員)

番号9番について説明いたします。内容につきまして只今事務局説明のとおりです。場所は、〇〇番〇は先ほどの8番の案件のすぐ隣になります。〇〇番〇は、〇〇〇を挟みまして、すぐ道路縁にあります。〇〇番〇は、ちょっと離れて〇〇〇のところになりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 質疑なしと認めます。
NO9については、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 NO9については、原案のとおり受理することとします。
暫時休憩といたします。
(吉田委員着席)

日程第9、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局
(福岡係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和元年11月29日提出、蘭越町農業委員長名。

11月22日付けで、〇〇〇さんから、〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長

日程第10、報告第2号 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について、事務局から報告願います。

事務局
(木村局長)

報告第2号 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について、令和元年11月29日提出、蘭越町農業委員長名。

お手元に利用状況調査リストをお配りさせていただいております。先月、10月21日に実施させていただきました、農地パトロールの調査結果が掲載されております。

最終ページ4ページの下の段をご覧ください。今年度調査した農地の総筆数は88筆、面積が541,611㎡となりました。

調査結果といたしましては、遊休農地が119,389㎡・21筆、非農地が201,546㎡・39筆、農地が220,676㎡・28筆となっており、昨年度の遊休農地が119,567㎡・27筆でしたので、単純に比較しますと、前年比で面積178㎡減・筆数6筆減となっております。

今後の手続等についてですが、遊休農地の21筆、非農地の39筆について、農業委員会から意向調査票を送付いたしまして、本人の意向調査確認を行わせていただきます。その結果、非農地とする農地、加えて翌年度以降も再調査を要する農地に区分させていただき、後に総会へ上程させていただきたいと考えております。

以上、利用状況調査結果について報告させていただきました。

議 長

この件につきまして皆さんの方から何か意見ありますか。

全委員

ありません。

議 長

日程第11、報告第3号 後志地方農業委員会連合会視察研修について、安田委員から報告願います。

3番
(安田委員)

研修から1か月経ってからの報告になりますので、記憶が曖昧になる前に用紙まとめておきましたので、読んで報告させていただきます。10月30日から31日までの1泊2日で滝川市・札幌市へ行ってきました。参加者は、私と中井会長、椿委員、坂野委員、杉本委員、係長の6名です。後志全体では、50名の参加がありました。1日目は滝川市にあります北海道立総合研究機構、花・野菜技術センターへ行ってきました。このセンターでは、花き野菜生産環境技術研修の3グループに分かれて、農業研究さ

れていました。研究内容としては、イチゴの品種「ゆきララ」という大きな粒の苺で2ヶ月以上長期収穫対応、品質向上、低コスト生産、品質保持などについて研究されてきました。また、病害うどん粉病に強い秋採りに強い赤肉メロンについても開発されてきました。このセンターでは、技術研修も行っており、後継者や新規就農を対象に6ヶ月間の総合技術研修やJA生産者などを対象に2週間の専門技術研修も実施しており、費用は食事代のみの自己負担で研修可能と聞いております。夜にはホテル宴会場におきまして後志管内の農業委員と交流を深める良い機会となりました。

2日目は、農研機構北海道農業研究センターへ行って参りました。ロボットやICTを活用したスマート農業、省力化、高品質生産、作業分散を目指した技術開発について説明をしていただきました。また、26日先まで予報できる1キロメッシュ農業気象データの活用や玉ねぎの直播の現状等についても説明いただきました。私からの報告は以上です。他にも出席された委員の方々いらっしゃると思いますので、不足部分等訂正ございましたらよろしくお願いたします。

議 長

皆さんから、この件に関して質問があればどうぞ。

13番
(西元委員)

今言われた、1キロメッシュ農業気象データって公開されていますか。

3番
(安田委員)

公開はしていたようです。きっとホームページには少し見られました。実用性があるのかどうかとかは。

議 長

2日目のスマート農業関係につきましては、皆さんと共に行った農研機構の内容とほぼ被るのかなと思っております。この件に関してよろしいでしょうか。

全委員

ありません。

議 長

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(福岡係長)

1つ目、相続手続きについて、農業会議にて発行されております、相続登記の周知用チラシを5部ほどお配りしております。事務局からも農地所有者が死亡した場合、声掛けをしておりますが、

未だに相続していない方もおられます。担当地区委員からも、積極的に相続登記の周知をしていただきたく、今回チラシを配付いたしました。足りない場合は事務局までご連絡をお待ちしておりますので、よろしく願いいたします。

事務局
(木村局長)

2つ目、台風19号等災害義援金について、全国農業会議所は農業委員会組織として募集活動実施を決定しました。昨年は、7月豪雨災害義援金で同額を支出しております。今回についても委員協議会予算予備費から1万円を支出してよろしいか伺います。

3つ目、次回総会日程について、12月19日、木曜日15時00分を予定としますが、忘年会もありますので、今後の案件数により開始時刻が30分から1時間程度遅くなる可能性も考えられますのでご理解願います。

なお、確定した開催時刻については、次回の総会案内文書に記載しますのでお手数でもご確認をお願いします。

4つ目、スマート農業セミナーについて、本日、午後2時30分から庁舎隣の山村開発センターで開催されます。道内における水稻の低コスト、省力化技術についての講演、ドローンによるリモートセンシングの実証事例報告、ICT機器の展示及び説明など行う予定となっており、今後の営農の参考としていただけますよう参加をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

皆さんから何か質問等はありませんか。

2番
(近藤委員)

皆さんも読んだかと思うのですが、北海道新聞に池田町農業委員会が農地の売買で12件の未登記があったと新聞に大きく掲載されていたのを読んで、職員が1人で作業していた。大事な必要な書類を紛失していたということが出ていた。本町も2人体制でやっているが、従来は3人で嘱託職員も入れてやっていた、蘭越町も結構な案件が増えている、2人体制で大丈夫かなと心配しています。

事務局
(木村局長)

ご心配いただきありがとうございます。私も漏れていないかビクビクしながら、ふと思い出した時にチェックしながらやっています。私は4月からですが、総会が終わってすぐ登記出来れば良いですが、支払いが完了して初めて終わるため、4月以降の登記も数件はあったのですが、今年4月過ぎてからの案件については、

引き継いだ物含めて1個ずつチェックしてやっております。事務局2人で、今頑張っていますが新聞に載るような事が無いように頑張っていますので、ご理解いただけますと幸いです。

議長

この件に関して毎年2月頃、町長へお邪魔し、何とか人員を増やしてくれとお願いをしているのですが、町全体に人がいないということで何とか2人で勘弁してくれと言われていました。今言われましたけど、農業委員会は最近すごく新聞にも掲載されております。会長が逮捕されたり、汚職があったり、皆さんも十分これから案件が色々増えると思います、賃貸契約等もたくさんありそうです。十分考えながらやっていただけたらと思っております。

10番
(杉本委員)

相続の関係ですけども、報告書が提出されていますが、何筆外とあるが、全筆なのか、一部なのか判断できないのでそこを記入していただきたい。

農業委員会へ相続登記の届出を出してもらうことは大事なことです。それよりも相続されないで、そのまま放置されているということを農業者または農業者遺族に対して周知する方法はないのかという風に感じております。

議長

経営者が亡くなってから相続まで結構な時間がかかっているケースが多いですね。皆さんの地域に戻られて、そういう方がおられましたら、なるべく早く手続きを済ませてくれるよう指導していただければ、幸いかなと思います。中には賃貸料を誰に払えば良いのだろうと、農業委員会に相談に来る方もいますので、よろしく願いいたします。

2番
(近藤委員)

農地所有者が亡くなった場合、地区担当委員から四十九日が終わった後くらいにでも行って、農地の売買など農地の手続きが必要ですよと相続人へ説明して、結局は免許が無い人は連れてきてあげないと駄目ですね。乗せてあげて、司法書士について説明を聞いてあげるなど、役場へ連れてきて手続きを行うなど。一人になって兄弟や娘がいれば良いですが、そういう人がいなくなったら、全く一人だとね、何にもわからない人がほとんどだからね。

事務局
(木村局長)

今でしたら、大体の方が農業者で亡くなられて、町役場に手続きに住民課へ来た時、農業委員会にも何か手続きないですかと相談に来てくれる方もいらっしゃいます。40年も50年も前だと

たまにあります、時間が経ち過ぎると相続がさらに大変になりますよね。

13番
(西元委員)

農業委員会が相続を関与するのは難しいでしょう。

事務局
(木村局長)

そうですね。委員さんがもし相談されたら、役場へ行ってとお話しいただけたらと思います。今後、相続登記について、事務局の方でも注意して声をかけるようにしますので、よろしく願いいたします。

議長

以上で報告を終わります。

閉会宣言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第30回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時35分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議長 印

署名委員 印

署名委員 印